

# あした

## 夫婦同姓・別姓

# 「選べる」になあれ! vol.3

第二次別姓訴訟「振り返りの会」2022.7.3 記録



社会運動の戸惑い

家族 共に生きる

本の家族と戸籍

結婚と家族

夫婦別姓

家族と法

別姓から問う「家族」

女性の姓を返して

これからの選択夫婦別姓

楽しくやろう夫婦別姓

現代のエスプリ

族と法

6

判例総合解説シリーズ

女性と法

選択的夫婦別姓これからの

女性と法

選択的夫婦別姓これからの

2022年7月3日 「振り返りの会」記録

第二次別姓訴訟では2018年3月より2022年3月22日まで8件の訴訟がおこなわれました。この訴訟で私たちは何を達成し、どこまで来たのかを振り返り、法改正を得るために次の一步をどう踏み出すのかを考える時間をもちたいと、2022年7月「振り返りの会」を開催しました。弁護団より詳細な訴訟の解説と判決・決定の検討、評価と今後の方針、そして一次、二次訴訟原告より今の思いなど約2時間いっぱい内容の濃い会になりました。

これをぜひ記録として残し、次のステップに携えていきたいと本冊子を作成しました。

## Contents

第二次別姓訴訟を解説 榊原富士子弁護士	3
1 裁判の概要と結果	
2 二次訴訟はどこまで来たか	
3 2021年世論調査の欠陥	
三次訴訟に向けて 寺原真希子弁護士	9
1 弁護団会議での議論状況	
2 憲法学者による評釈	
3 提訴のタイミング	
質 疑	12
別姓訴訟を支える会から	14
原告リレートーク	14
夫婦別姓確認訴訟 野口敏彦弁護士	17
今後に向けて 川尻恵理子弁護士	18
新刊紹介	19



2019年7月25日 立川裁判所前

皆様、本日はお忙しいところご参加いただきありがとうございます。本日、司会進行を務めます、別姓訴訟支える会事務局の副代表の小国です。よろしくお願いいたします。

多くの方々に支えられた第二次別姓訴訟でしたが、今年3月22日、最高裁の第一小法廷での国家賠償請求訴訟の上告棄却決定をもって、複数ありました裁判の全てが終了しました。これを一区切りとして、本日は裁判の全体がわかるように振り返ることができる場をとということで、この会を開催することになりました。

まずは第一次訴訟と第二次訴訟で弁護団長を務めました榊原富士子弁護士より、第二次別姓訴訟の解説をいただきたいと思ひます。

# 第二次別姓訴訟解説

第一次、第二次訴訟弁護団長  
榊原 富士子



## 1. 裁判概要と結果

表1 裁判の結果

①	裁判の種類 結果	海外別姓婚の公証確認請求 1件 (公開 傍聴可) 東京地裁令和3年4月21日判決 (2021 東京地判・確定) 判決理由中でNY州方式の別姓婚を日本においても有効と認定
②	裁判の種類 結果	別姓婚姻届の受理申立審判 4件 (非公開 傍聴不可 書面審理) 最高裁大法廷令和3年6月23日決定 (2021 最大決 合憲11人、違憲4人) 最高裁第一小法廷令和3年6月24日決定 (合憲5人)
③	裁判の種類 結果	立法不作為の違法による国家賠償請求 3件 (公開 傍聴可) 最高裁第三小法廷令和4年3月22日決定 (2022 最小決 合憲3人、違憲2人)

### 判決・決定略称

2015年最大判：2015年12月16日最高裁大法廷判決  
2021年最大決：2021年6月23日最高裁大法廷決定  
2022年最小決：2022年3月22日最高裁第3小法廷決定

こんにちは。今日、このような会を開いてくださって、支える会の皆さんありがとうございます。私からは、裁判の概要、法律論の要点と到達点、そしてこれからの課題をお話ししたいと思います。

二次訴訟は、2018年3月の4件の審判の申立(表1の②)から始まり、約4年後の2022年3月22日の最高裁第3小法廷決定(表1の③)で終わりました。①海外別姓婚の公証される地位の確認請求、②別姓婚姻届の受理申立て、③選択的夫婦別姓を認める法改正がされないことによる国家賠償請求という三種の裁判があり、その結果が表1の判決や決定です。

事件数は計8件です。こんなに多くの裁判をしたのは、下級審(家裁・地裁・高裁)のどこかに違憲判断を下す気概のある裁判官は必ずいるに違いない、かつ、最高裁では3小法廷のいずれにも係属させ判断を仰ぎたい、5人中3人が違憲となる小法廷がありうるはずと考えたからです。最高裁は、下級審で1つ違憲が出ると本気になって考え始めるとも言われています。そのため労は多いのですが複数の事件



2018年の国賠提訴時の霞が関での会見です。楽しそうな顔をしていますね。

原告(申立人)はこんな人 代理人弁護士18人(広島2人)

	事実婚				法律婚	
年齢	40代 70代	40代 40代	40代 40代	60代 60代	60代 60代	想田さん 柏木さん
裁判の種類	②③	②③	②③	③	②③	①
住所	世田谷区	国分寺市	八王子市	調布市	広島市	NY州
	二人とも、婚姻時にすでに論文を出していた。	出産直前に婚姻、出産後に産後を繰り返した。	出産直前に婚姻、出産後に離婚。	ずっと事実婚。子は3人。	一度夫の氏で法律婚、通称使用の煩わしさに耐えられず離婚。	NY州法の方式で別姓結婚。

右端の想田さんと柏木さん以外、原告の事実婚の方々です。

を申し立てました。

二次では、一次判決から6年しか経ていないのに画期的にも大法廷に再び回付されました。これは第三小法廷で5人中3人が違憲だったからとマスコミも推測しています。この3人のうちのお一人は、回付決定後に退官され別の裁判官に交代されました。

### 一次と二次の最高裁違憲意見の裁判官

一次と二次を比較してみます。裁判期間は、一次は5年弱、二次は4年です。最高裁の違憲意見の裁判官数ですが、一次では15人中5人、二次では2021年最大決は15人中4人、2022年最小決は5人中2人。2021年の4人と2022年の2人は宇賀裁判官が重なっていますので、二次ではのべ5人です。すると現在までのべ10人の最高裁判所裁判官が違憲と判断したことになります。

女性の最高裁裁判官の人数は非常に少ないのに、二次の岡村さん以外は皆違憲意見です。判断傾向に男女差があることは否定しようがありません。

別姓裁判だけでなく、弁護士出身の裁判官の判断はリベラルという一般的傾向がありますが、二次では検察官出身の裁判官も違憲意見を書かれました。その内容は高く評価されています。

表2 最高裁違憲意見の裁判官比較

	一次訴訟	二次訴訟
期間	2011年2月～2015年12月	2018年3月～2022年3月
	5年弱	4年
違憲意見の裁判官	大法廷15人中5人	2021大法廷 15人中4人 2022三小 5人中2人
のべ	5人	5人
男女	男性2人、女性3人	男性3人、女性2人
出身	男 弁護士2(木内、山浦) 女 弁護士(鬼丸)	男 弁護士(草野) 検察官(三浦)
(純粋に職業裁判官出身はまだ)	行政官(櫻井) 裁判官・学者(岡部)	学者(宇賀) 女 弁護士(宮崎・渡邊)

### 主張のポイント

- × 夫婦同氏制(民法750条)は、すべて憲法違反
- 民法750条は夫婦別姓の選択肢を認めない点において憲法違反

大切な点ですが、私たちは、夫婦同氏制すべてを否定して憲法違反だと主張したのではありません。夫婦別姓の選択肢を認めていない点において750条は憲法違反だと主張をしました。誤解されやすい点ですので何度でも強調しておきたいと思います。合憲裁判官も感情的には誤解している印象を受けます。

### 憲法の条文は

表3 憲法

憲法14条1項 ←例示規定  
すべて国民は法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

憲法24条1項  
婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により維持されなければならない。

憲法24条2項  
配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

次に主張した憲法論をやさしく述べてみます。憲法14条違反は、「夫婦の氏が異なるというそれだけのことで婚姻から排除していいのですか」「同姓希望者と別姓希望者を区別し、別姓希望者に婚姻という重要な法的利益を認めないのは差別ではないですか」という主張です(表4)。

表4 憲法14条1項違反

- ・婚姻届に「夫婦が称する氏」の記載のある者に婚姻を認め、記載のない者には認めないという別異取扱いに合理性はない。
- ・「夫婦同氏を希望する者」と「夫婦別氏を希望する者」の別異取扱い
- ・同氏希望か別氏希望かは、夫婦としての在り方を含む個人としての生き方に関する自己決定に委ねられるべき事項。「信条」(宗教的信仰に限らず政治や人生に関する信念を包含するものと解されている)に該当する。信条による別異取扱い。

(東京地判令和元年10月2日・東京地立川支判令和元年11月14日・これらの控訴審判決は、信条に該当すること自体は認めた)



東京での提訴時の議員会館での報告集の写真を撮ったのは、東京地裁の真ん中、元最高裁の職員が、この裁判官として初めて違憲見解を書かれたことについて、お祝いしています。



広島島の裁判第一回です。右の塀が広島地裁、恩地さんが原告として前におられ、隣に広島に毎通われた野口弁護士。他の皆さんは広島島の応援団の方々です。

次に憲法24条違反です。「夫婦の一方は氏を維持でき他方は喪失。夫婦同等の権利に立脚していません。」「婚姻に際して、婚姻か氏かの二者択一を迫るのは、婚姻の自由を侵害し、個人の尊厳を傷つけています。」「戦後71年を経ても96%（2018年）が夫の氏であり、両性の本質的平等に立脚しない制度です。」という主張です。

## ■ 裁判を支えてくれた多くの人々（下段写真）

裁判には、まず原告がいて代理人がいて、そして支える会があり、東京にも広島にも応援団ができました。支える会はホームページやメルマガ、twitterなどで頻繁に情報発信し、寄付のほかクラファンでの資金調達もでき、安心して裁判を続けることができました。また、毎回多くの傍聴人やマスコミの方が来てくださり裁判を盛り上げてくださいました。

裁判中に、陳情アクションのメンバーの方たちが自治体意見書を次々と可決させていかれました。一つの意見書のためにどれほどの労をかけておられるかと想像をめぐらせ、感謝してすべて書証として提出しました。多くの学者の方も協力してくださいました。皆さん、依頼すると弁護団との議論やレクチャーを惜しみなくしてくださいます。今もそうです。2021年最大決の後にも多数の優れた判例批評が出続けており、議論がますます深まっています。合憲意見を鋭く批判するものがほとんどです。先生方にはお一人ずつzoomでの議論に協力いただいている最中です。トップクラスの憲法学者の方たちから直接に教えていただけ、こんなに贅沢なことはありません。

それから2015年最大判の判事の応援もあります。裁判が終わってから全く発信をしないという裁判官が一般的ですけれども、山浦さんと櫻井さんは特に熱心にマスコミでも発信し、応援し続けてくださっており感激しています。

そして男女共同参画局。直接、連絡は取りあっていませんが、非常に熱い応援を感じ続けました。行

政として調査した通称に関する声の膨大な集積資料があり、ネットで公開されたとき、「通称ではだめということを実証する資料としてこれを裁判所に出示してください！」という参画局の熱い熱い気持ちを感じました。さらに国連の女性差別撤廃委員会からの勧告があります。一次と二次のあいだにも3度目の勧告がありました。自然に発せられたものではなくて、日本女性差別撤廃条約NGOネットワークの方々がニューヨークまで行ってロビー活動された成果です。

## ■ それからこんなこと

婚姻届の受理を求める裁判では被告はいないのですが、一応、相手方としてそれぞれの首長がいらっしゃいます。2019年8月、高裁では、世田谷の保坂区長さんが意見書を出してくれました。

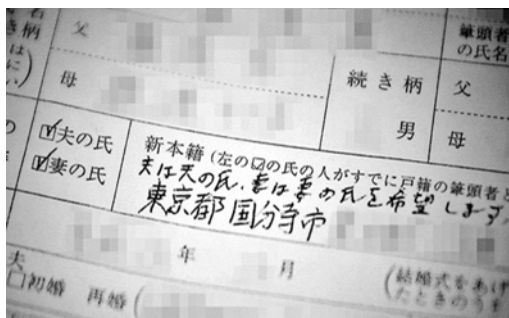
「家族の形態も著しく多様化し、国民の意識の多様化も大きく進んだのであり、その傾向は近年ますます強まっている。」こうした意見も添えた上で「裁判所の判断を待ちたい」と。もう違憲を出してくださいと言わんばかりの意見書でした。ありがたく思いました。

## ■ 違憲審査の対象（民法では効力→戸籍法では要件）

表5 3段階の条文構造

◎民法750条（夫婦の氏）	←婚姻の成立要件ではなく効力の節に夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。
民法739条1項（婚姻の届出）	←婚姻成立のための形式的要件 婚姻は、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる。
◎戸籍法74条1号（婚姻届）	←民法739条の手続法 婚姻をしようとする者は、左の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。 一 夫婦が称する氏 ←要件の手続きの中に効力が入り込む効力なのに戸籍法が要件の一部にした 二 その他法務省令で定める事項

◎印2つ（本件規定）が、違憲審査の審判対象



●別氏の婚姻届  
とご両方に  
チエック  
をしてく  
出した



広島応援団で作られた素敵な裁判紹介冊子です。

民法は、婚姻について「要件」と「効力」を定めています。婚姻成立に必要な「要件」は、さらに実質的要件（18歳以上、独身等）と形式的要件（婚姻の届出）に分類され、成立後の「効力」には扶助協力義務や同居義務などと並んで夫婦同氏があります。本当に夫婦同氏が効力にすぎないならば、氏を1つ選ばなくても届出により婚姻はすでに成立するはずで、ところが、戸籍の形を「夫婦同籍、筆頭者一人」としたため、婚姻届出時に1つの氏を選ぶ必要ありとしたのが戸籍法74条1号です。戸籍法が、戸籍の技術的問題のために同氏を婚姻の形式的要件の方に移してしまったのです。これについて、2015年最大判は、夫婦同氏は婚姻の「直接的制約ではなく、かつ事実上の制約にすぎない」と判示したので、それは誤り！ということで二次では強く反論しました。二次補足意見は、要件であることまでは認めましたが「間接的制約」という意味の不明な表現をして（一般人にとってまさに直接の制約以外の何物でもないですね）、制約性を軽視します。しかし、今後は、要件か効果かにはこれ以上こだわらず、判例批評を参考に、「婚姻の内容」の不合理な違憲の制約として取り上げていく予定です。

## 2021年最高裁大法院決定の判断

表6 2021最大決の結果は

憲法14条違反	「前提を欠くもの」	≒ほぼ無視
条約違反	「単なる法令違反を主張するもの」	≒ほぼ無視
憲法24条違反		
多数意見	平成27年大法院判決以降にみられる女性の有業率の上昇・・・といった原判決が認定する諸事情を踏まえても・・・判断を変更すべきものとは認められない。国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない。	
補足意見（3人）		
24条1項	1項の婚姻は、パッケージとして構築された法律婚。その法律婚をするかどうか、誰とするかを当事者間の自由かつ平等な意思決定に委ねる趣旨。法律婚の一内容の夫婦同氏制が意に沿わなくても、直ちに24条1項に趣旨に沿わない制約とは評価できない。	
24条2項	「個人の尊厳」と「両性の本質的平等」	2015最大判と同じ 合憲

14条と条約の主張は無視です、14条については「判示していない」とも批判されています。24条についての多数意見はたった1頁で、2015年最大判以降にみられる女性の有業率の上昇その他の事情を踏まえても判断を変更すべきものとは認められないという簡単なものでした。

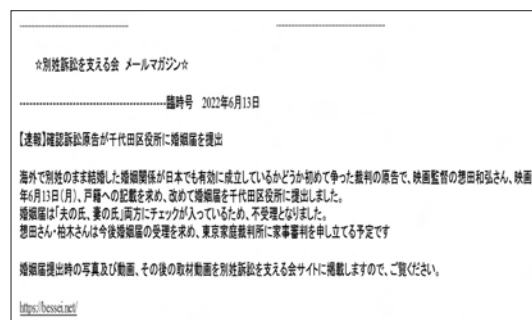
ただし、3人の補足意見が合憲意見を少し展開しました。24条1項のいう婚姻は「パッケージとして構築された法律婚」、そのパッケージとしての法律婚をするかどうか、誰とするかを当事者間の自由かつ平等の意思決定に委ねた趣旨であり「婚姻をするについての自由」を認めた規定だと言っています。決して「婚姻の自由」とは言いません。つまり同氏制が一内容となっている法律婚を国は提供しており、それをするかしないかは自由ですよ、内容が意に沿わなくても原則文句はいえませんが、と言っているのです。

そして、2015年最大判の論理をそのまま肯定します。2015年最大判は、一方で、24条の「個人の尊厳と両性の本質的平等」を家族法制の立法裁量を統制する「要請・指針」としながら、「権利未満の人格的利益や実質的不平等」には、「その時々における社会的条件、国民生活の状況、家族の在り方等との関係において決められるべきもの」とし、さまざま

な事情をざっくりと大きなバケツの中に放り込んだような広い裁量論に委ね、一気に合憲の結論にもっていったのです。この大雑把すぎる裁量論は、多くの学者の批判を浴びています。例えば、「循環論に陥りかねないこの奇妙な論法によって、選択的夫婦別氏制を含む婚姻制度のあり方は、はなから『国会で論ぜられ、判断されるべき事柄』に投げ出される運命にあった」と評されています（駒村圭吾慶應大学教授：ジュリスト2021年1565号）



ホームページです。知念さんが担当してくださるので、更新が迅速、情報満載です。



メルマガです。夕月さんと上田さんが編集しました。頻りに発行してくだ

## 2. 二次訴訟はどこまでできたか

表7 憲法論

- 合憲意見と違憲意見（ほぼ原告主張）は、憲法24条の理解が全く異なる。水と油。かみあわない。「婚姻」「氏」の理解が全く異なる。2021違憲意見は、厳しく精緻に合憲意見に対峙している。49頁中43頁が違憲意見（最高裁HP掲載の決定）。分量はほぼ「違憲決定」。
- 合憲意見は、夫婦同氏制については、憲法13条・14条ではなく、24条のみを論じるという姿勢を明確にした（違憲意見は、24条の中で13条14条を生かしている）。合憲意見は、「なぜ夫婦別姓希望者は婚姻できない という差別をするのか」という問い（14条）に、「夫婦別姓希望者は婚姻できない婚姻制度だから」（24条）と答えた！

### 違憲意見との対比

合憲意見と違憲意見（原告の主張とほぼ同じ）は24条の理解が全く異なります。そもそも「婚姻」と「氏」についての理解が全く違うのです。2021年違憲意見は、かなり厳しく精緻に合憲意見に対峙しています。裁判官のいらだち、怒りが伝わってくるようです。決定49頁中43頁が違憲ですので分量的に言えばほぼ違憲決定です。

### 「氏」「婚姻」の捉え方の違い

表8 24条論での「氏」の理解・捉え方

合憲意見 2015最大判	違憲意見 2021最大決
婚姻前の氏によって築いた「アイデンティティ、他人から識別し特定される機能、社会的信用、評価、名誉感情等」については、「氏を含めた婚姻及び家族に関する法制度の在り方を検討するにあたって考慮すべき人格的利益」  (氏そのものについては、人格的利益と決して言わず。昭63最判は「氏名は人格権」。氏だけ切り離したら人格権ではなくなるのか)	三浦裁判官 「婚姻の際に婚姻前の氏を維持することに係る利益は、それが憲法上の権利として保障されるか否かの点は措くとしても、 <u>個人の重要な人格的利益</u> といえることができる。」  宮崎・宇賀裁判官 「氏名に関する人格的利益は(中略)個人の尊重、個人の尊厳の基盤を成す <u>個人の人格の一部分に關わる権利であるから、憲法13条により保障されるもの</u> と考えられる。」

「氏」に関して、合憲意見はわかりにくいですが、婚姻前の氏によって築いたアイデンティティ・その他は人格的利益としますが、「氏」そのものを決して人格的利益とは言いません。氏名は人格権と、かつてNHK日本語読み訴訟1988年最高裁第3小法廷判決で言っておきながら、氏名から氏だけを取り出した途端に人格権でも人格的利益でもなくなるのは

おかしいと批判されています。一方、違憲意見は「婚姻前の氏を維持すること」を「個人の重要な利益」（三浦意見）、あるいは「憲法13条により保障される人格権」と判断しています（宮崎・宇賀意見）。

表9 24条1項の「婚姻」の捉え方

合憲補足意見 (深山・岡村・長嶺)	違憲意見
ここでいう婚姻も法律婚であって、これは、法制度のパッケージとして構築されるものにほかならない。  「婚姻する自由」とは決して言わない。 「婚姻するについての自由」	三浦意見 婚姻は、個人の幸福の追求について行う意思決定の中で最も重要なものの一つである。婚姻の自由は同項により保障されるものと解される。(13条的)  宮崎・宇賀意見 婚姻自体は、国家が提供するサービスではなく、両当事者の終生的共同生活を目的とする結合として社会で自生的に成立し一定の方式を伴って社会的に認められた人間の営みであり、私たちは、原則として、憲法24条1項の婚姻はその意味と解すべきであると考えられる。 (法律婚を意味することを否定しているのではない)

24条1項の「婚姻」については、前記の通り、合憲意見は「婚姻はパッケージ」「婚姻をするについての自由」、違憲意見は、婚姻は個人の幸福の追求という憲法13条的捉え方をしてずばり「婚姻の自由」は24条により保障されるとします。

### i) 三浦意見による憲法24条違反

婚姻の際に氏の変更を望まない当事者にとって、その氏の維持に係る人格的利益を放棄しなければ婚姻することができないことは法制度の内容に意に沿わないところがあるか否かの問題ではなく、重要な法的利益を失うか否かの問題である。婚姻という個人の幸福追求に関し、重要な意義を有する意思決定について、二人のうち一人が重要な人格的利益を放棄することを要件として、その例外を許さないことは、個人の尊厳の要請に照らし、自由な意思決定に対し実質的な制約を課すものと言わざるを得ない。これが婚姻の自由を制約している状況は個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性に欠くに至っていると認めざるを得ない。



法律事務所です。金子さん(事務員さん)がほとんどで大量の事務を引き受けてくれています。ここには書いていない最高裁に提出した書類の一部は



JNNCによる女性差別撤廃委員会への働きかけ。

もう1点、宮崎・宇賀意見が指摘したのは、24条1項の「夫婦同等の権利」についてです。

## ii) 宮崎・宇賀意見による「夫婦同等の権利」

婚姻により当事者の一方のみが生来の氏名に関する人格的利益を享受し続けるのに対し、他方は自分自身についてのかかる人格的利益を享受できず（中略）婚姻によって夫となり妻となったがゆえにかかる人格的利益を同等に共有することができない状況が必ず作出されることになる。

## 女性差別撤廃条約等

条約はなかなかです。民事訴訟法の上告理由の条文に条約違反がなく憲法違反だけですので、どの裁判でも正面から取り扱ってもらえていません。ただし、本件では、宇賀・宮崎意見は、3度の国連改正勧告を憲法24条違反の根拠事情の一つとし、条約に、「行政府・立法府・司法府を拘束する効力があり」、「立法府には条約を誠実に遵守する義務がある」（憲法98条2項の文言です）ことを詳細に展開しました。これほど詳細な条約論の展開は下級審も含め、多分この裁判が初めてだと思います。

## 事情変更

合憲の補足意見はあえて次の異例の付記をしました。

### 将来の違憲について 補足意見

「合理性に関わる事情の変化いかんによっては、（中略）憲法24条に違反すると評価されるに至ることもあり得るものと考えられる。」

これについて、2015年最大判の櫻井元裁判官（違憲意見）は、「多数意見の補足意見は全員の裁判官の了承の上で書かれていて、大変意味のある勧告的な決定」とし、多数意見がたった1頁でシンプルだったことについても、「最高裁の深謀遠慮だと感じます。違憲となる可能性がある事を考えて、これ以上合憲の理由を並べたくないと思ったのではないのでしょうか」（朝日デジタル2021年8月2日）とコメントされています。少しさかのぼりますが、2015年最大判の山浦元裁判官は、「この戦いはまだ終わったわけじゃない。あなたたちは歴史の扉を開いた」（東京新聞2016年12月13日）とまで言ってくれました。

## 「旧い家族の肖像」にしがみついた最高裁

2015年最大判は、夫婦同氏制の機能の1として「嫡出子であることを示す」機能をあげ、寺田長官は個別意見で、「法律上の家族の仕組みが規格化された形で、変容させることに対して抑制的である。」とも述べました。その2年前の2013年婚外子相続分違憲決定で述べた「婚姻、家族の形態が著しく多様化しており、共同体の中における個人の尊重がより明確に意識認識されてきた。」を最高裁自ら覆して、旧い家族観へ歴史を逆戻りさせてしまいました。

この多数意見を、2021年の違憲意見は、「同氏制の夫婦というのは様々な家族のあり方の一つのタイプだ。」と強く批判しました。国連は1994年にすでに唯一の理想の家族像の追究を避けるべきだと宣言し（国際家族年宣言）、2020年オリパラの基本理念も「ダイバーシティ」つまり多様性でした。こと家族観に関しては、最高裁の著しい時代錯誤を感じます。

駒村圭吾教授は、「制度の本格的見直しを先送りしているのは、旧い『家族の肖像』にしがみついた姿勢である。・・・新しいそれを描いてみるしか家族が生き延びる道はないのである。」と判例批評をくくっておられます（前出ジュリスト）。

## 三次に向けて

最高裁は、夫婦同氏制を合憲とするがために、憲法24条の解釈・判断枠組みをとってもわかりにくく、ややこしくさせてしまったと思います。学者の方々すらこれを明快に分析するのは大変そうです。しかし、これまでの最高裁の判例からみて、プライドの高い最高裁が自らの判例の論理を間違っていましたと変更する見込みはほとんど皆無です。そこで、そうした現状も踏まえて次に進む準備をしようと思います。

## 3. 2021年世論調査の欠陥

2021年の世論調査では、急に質問事項が変えられ、選択的夫婦別姓の賛否を問う直前に、別姓の不利益を強調する質問を新設・挿入したことは皆さんもご存じの通りです。

「子どもにとって好ましくない影響があるかと思うか」という質問は以前の調査よりあり、中立性のない質問として問題でしたが、2021年ではそれに続けて、さらにその内容を深掘りする質問を加えています。選択肢があり、「友人から親と名字・姓が異



なることを指摘されて嫌な思いをするなどして対人関係で心理的負担が生じる」(78.6%)、「名字・姓の異なる親との関係で違和感や不安感を覚える」(60.1%)、「家族の一体感が失われて子の健全な育成が阻害される」(23.1%)という結果です。いくつ選んでもいいですと添え書きされています。そして、この質問の後に、選択的夫婦別姓への賛否の質問が来て、2017年の賛成42.5%が2021年には28.9%に減り、通称法制化賛成が24.4%から42.2%に増えています。

この子どもについての質問ですが、「子の健全な育成が阻害される」という質問自体が差別的で不適切です。別姓親子はすでにいっぱい存在しますが、その子どもたちは不健全に育っているという、科学的根拠のない偏見そのものの発露です。子への影響の質問を次回調査で続けるならば、「子への好ましい影響の選択肢」も並べて、ようやく中立的質問といえます。例えば、「親の愛情があれば、同姓か別姓かに影響されず子は健全に育成される。」「選択的夫婦別姓制度が導入されれば別姓家族が増えて別姓親子を特別視することがなくなり子への偏見は解消し、違和感や不安を覚えることがなくなる。」「選択的夫婦別姓制度が導入されれば、これまで事実婚にとどまっていた夫婦が法律婚をすることができ、夫婦親子の法的安定性が増す」など、いくらでも選

択肢は考えられます。野田聖子男女共同参画担当相(当時)が反対しても法務省はこの調査項目変更を強行したとのこと。役人が自らこの変更を発案すると思えませんし、よほどの政治的圧力があつたと推測させます。

なお他にも、これまでの調査もずっとかかえてきた欠点があります。つまり、①婚姻年齢と回答者年齢の逆構造、②選択的夫婦別姓を問う選択肢に「通称の法制化」という異質なものを挿入してきたこと、などです。これを、①年齢が逆構造にならない回答方法の検討、②「夫婦同氏」「夫婦同氏+通称法制化」「選択的夫婦別姓」の3択ではなく、これに「選択的夫婦別姓+通称法制化」を加えた4択にすることなど、行政にはたらきかけていくべき課題があります。

法改正の実現のためすべきことはまだたくさんありますね。2022年最小決の渡邊恵理子裁判官は、「比較的若い世代の意見の状況に鑑みれば、家族制度の維持という名のもとでの制約が彼らの将来にとって足かせとならないようにすべきものと思われる。」と若い世代へ温かいまなざしを投げかけてくださいました。私たちへのエールでもあります。

まだ、皆様とはなかなか直接お会いできませんが、今後もみんなで根気強く楽しくやっていきましょう。ご視聴ありがとうございました。

榊原先生、どうもありがとうございました。それでは次に第一次訴訟から弁護団に参加し、次の第三次訴訟では弁護団団長に就任される寺原真希子弁護士より、第三次別姓訴訟に向けての現在の状況についてご報告いたします。

## 第三次別姓訴訟に向けて

第三次訴訟弁護団長  
寺原真希子



皆さま、こんにちは。榊原先生の方から緻密なご報告がありましたので、私の方からは、ざっくばらんに、第三次訴訟へ向けて弁護団がどのような段階にあるか、ご報告できればと思います。なお、次回から私が団長ではあるのですが、榊原先生のような

高い人格と能力を持ち合わせてはいませんので、榊原先生をはじめとする弁護団のメンバーや支える会の皆様、その他多くの皆様に助けをいただければと思っていますので、よろしくお願い致します。

## 1. 弁護士会議での議論状況

弁護士では、弁護士会議を毎月行ってまして、憲法13条チーム、14条チーム、24条チーム、事情変更チーム、条約チームに分けて、法律構成の検討を続けています。

第1に、13条については、第一次訴訟では氏名保持権の侵害ということで13条違反を主張したのに対し、第二次訴訟では14条・24条違反主張の背景として、氏は13条で保障されるべき重要な価値だと主張しました。第三次訴訟でどちらの戦略をとるのがよいのか、その点を多角的に検討中です。

第2に、14条については、第一次訴訟では女性差別として14条違反を主張したのに対し、第二次訴訟では別姓希望者に対する差別として、区別の基準を変えて主張しました。この点についても、性差別の主張を復活させるべきか、別姓希望者差別との主張を継続すべきか、あるいは両方主張すべきかなどについて検討中です。

第3に、24条ですが、今回の最高裁の判断において合憲意見も違憲意見も24条にしか触れていないことを踏まえれば、24条の主張は特に重要だという位置づけになります。ただ、24条と一口に言っても、婚姻の自由、夫婦の同等の権利、個人の尊厳と両性の本質的平等など複数の側面がありますので、具体的にどう法律構成を組み立てるのが強い主張になるのかを検討中です。

第4に、事情変更です。本来、私は、この問題は

事情変更の有無にかかわらず理屈でまっすぐ勝つべき案件だと思うのですが、最高裁の合憲判断が出ている中で、最高裁が「過去の判断は間違っていた」と真正面から認めることは考えにくく、「事情が変わったから結論が変わった」という建付けで違憲判断に変更する、という流れが現実的です。社会状況や国民の意識の変化など、事情変更については、第二次訴訟でも準備書面で大量に頁を割き、証拠も大量に出して、様々なデータを客観的に示してきましたが、第三次訴訟では更にパワーアップしていかなければなりません。

最後に、条約です。夫婦同氏制は女性差別撤廃条約に明確に違反するにもかかわらず、最高裁は、条約について、憲法24条を検討する際の事情の一つとしてしか言及していません。真正面から判断してもらうためには何が必要かということを引き続き検討中です。

第三次提訴のタイミングとしては、当然ながら、法律構成を固めるということが大前提となります。また、事情変更との関係では、あまりに間隔が短いと変化の主張に説得力がなくなりますので、バランスが難しいところです。参考として、婚外子の法定相続分差別事件の場合、1995年に初めて大法廷で合憲の決定が出て、最終的に違憲になったのが2013年と、18年かかっています。とはいえ、弁護士として、2023年中には提訴したいという気持ちで、一生懸命、法律論を検討しているというのが、現状です。

## 2. 憲法学者による評釈

第二次別姓訴訟に対する最高裁の判断について、憲法学者の方々がどのように考察されているのか、ご紹介したいと思います。



### ■木村草太教授

木村教授は、「婚姻と憲法」(法学教室2022年6月号)という論考で、「別氏希望カップルも同氏希望カップルと同様に親密関係に基づく共同生活を営ん

でいる以上、同氏合意による区別は、目的との関連性が乏しく、合理性がない」と指摘されています。また、「同氏希望カップルだけを婚姻させる制度は、①婚姻の公示・識別機能を却って下げており、②別氏希望カップルが保護の厚い法律婚を選ばない結果として、家族としての一体感が得られにくくなる可能性があり、③夫婦別氏希望カップルは事実婚を選択するから、夫婦同氏制によって別氏希望カップルとその子の父母子同氏の利益が実現することはない。」とも指摘されています。

さらに、「同氏合意による区別と平等権」(法律時報93巻5号/2021年5月号)という論考においては、最高裁が別氏希望カップルは自ら事実婚を「選択した」という表現をしていることを踏まえて、「本人が選択できる要件であったとしても、その区別が不合理なら平等権侵害であることに変わりはない。例

えば、「法務大臣に敬礼した者だけが婚姻できる」という区別は、本人が選択可能な要件による区別だが、明白に14条1項違反だ。」としています。夫婦同氏制は夫婦別氏希望者に対する差別として14条に違反すると、木村先生は以前より述べられています。

#### ■辻村みよ子教授

辻村教授は第二次別姓訴訟でも立派な意見書を書いてくださって、憲法学者の中でもかなり早い時期から別姓について研究をされています。

辻村教授は、「憲法と姓—民法750条違憲論の諸相」（ジェンダー法研究第8号／2021年12月号）という論考において、「平成27年判決多数意見では、13条違反でないことは十分に論証されていない。氏の変更を強制されない権利は、13条によって保障（もしくは「尊重」）されている。」「平等についても、夫婦同権を定める24条1項にも反するだけでなく、14条違反を問題にすることは理論上も十分可能である。」と述べられています。

#### ■巻美矢紀教授

巻教授は、「夫婦同氏制に関する民法750条・戸籍法74条1号の合憲性」（法学教室2021年10月号）という論考において、「24条1項は両当事者の『合意のみ』を明記することから、それは憲法上の要請として、婚姻制度の中核をなす。合意以外に要件を課すことは、制度の中核の侵害である以上、婚姻の自由の直接的制約として、厳格な合憲性審査をすべきであろう。」と指摘されています。最高裁が、夫婦同氏制は婚姻に対する「間接的な制約」に過ぎないと、制約の程度が弱いかにように表現していることに対するものです。

#### ■土井真一教授

土井教授は、「婚姻の際に夫婦別氏の選択を許さない民法750条及び戸籍法47条1号の合憲性」（新・判例解説Watch 憲法No.195／2022年2月掲載）という論考において、この問題は最後は24条に帰着すると分析されています。その上で、「できる限り多くの国民が利用できる婚姻制度を構築すべき憲法上の要請がある」と強調されています。つまり、今、国は、夫婦別氏希望者を婚姻制度から排除しているわけですが、そうではなくて保護すべき対象がまずあって、それをできる限り国家が保護すること、それが本当の憲法の要請じゃないかというご趣旨かと思

ます。また、同居するかしないかはその夫婦の判断によるというように、「同居・協力・扶助義務や夫婦の財産関係など、婚姻にとってより重要と思われる事項について夫婦の自律的判断の余地が認められているにもかかわらず、夫婦同氏について例外を許さないことは不均衡である。」とも指摘されています。

#### ■蟻川恒正教授

蟻川教授は、『婚姻の自由』のパラドクス」（法律時報94巻6号／2022年6月号）という論考において、「多数意見は、『真に自由な選択』ではなかった過去及び現在の当事者たちのした無数の選択を、それらは『自由な選択』によるものであったと刻印し続ける役割を果たす。」とした上で、「夫婦の氏を決定する協議により『真に自由な選択』が可能となったとしても、また、氏の変更による不利益が緩和されたとしても、夫婦の一方のみが氏の変更による何らかの不利益を引き受け、他方は一切免れているという配偶者間の不利益の不均衡を民法が『公序』として強制していることの問題性は解消されない。」「そうした不利益の不均衡が夫婦の間に自律的で対等な関係に基づく『相互の協力』が構築されることを典型的に困難にする原因として現実に具体化されていると考えて、24条1項後段の趣旨に沿わず、24条2項に違反すると解する。」と指摘されています。

#### ■佐々木くみ教授

佐々木教授は、「夫婦同氏制の憲法24条適合性審査に関する覚書」（憲法研究10号／2022年5月号）という論考において、最高裁は夫婦同氏制は婚姻に対する「間接的制約」に過ぎないというが、制約の程度が低くなる理由を充分説明しておらず、審査密度、つまり審査の厳格性を緩めるべきではないと指摘されています。

#### ■小山剛教授

小山教授は、「統治構造において司法権が果たすべき役割 第3部 比較衡量／総合的考慮論と審査基準論」（判例時報2506・2507合併号／2022年3月号）という論考において、最高裁の判断枠組みは「総合的な考慮」というものであるところ、実際にはブラックボックスになっていて、なぜ合憲という結論になったのか、理解可能性・検証可能性に著しく難があり、あてはめ勝負になっている、という批判を展開されています。その上で、最高裁に対する

信頼と敬意は、その判決、判決理由を通じて獲得されるべきもので、理解可能性・検証可能性は判決の生命線である、だから、民法上の制度のどの部分が憲法上の婚姻概念と本質的に関わるのか、つまり本当に氏は婚姻に必須なのかということを確認に整理した上で、最高裁は判断すべきだと述べられています。

### ■江藤祥平准教授

江藤准教授は、「夫婦の氏とデモクラシー」（法律時報94巻6号／2022年6月号）という論考において、夫婦同氏制は夫婦の一方にのみ不当な負担を課すので、そもそも民主的な制度と言えないという視点や、現在の法制度の不備を補うために広がってきた通称使用という慣習を制度化することで法制度の不備を補うという発想は議論として筋が悪いという視点を展開されています。

また、第一次訴訟の時に意見書を書いてくださ

た高橋和之教授も指摘されていたことですが、江藤准教授も、男女が不平等なのは氏のせいではなく改めるべきは社会のあり方であって法律ではないという議論は、夫婦同姓の権力性を隠蔽する効果を持つと指摘されています。それ自体はニュートラルに見える規定が、実は社会的差別を法システムに回帰させることで、性的な従属構造を維持する統治の技法である可能性は充分にあるのだと。私もその点がこの問題の本質だと考えています。

以上、ご紹介しましたように、多くの学者の方々が評釈を出されています。2021年6月の最高裁大法廷決定から一年が経って、最近ようやく評釈が増えました。弁護団としては、学者の方々と意見交換をさせていただきつつ、第三次訴訟の法律構成を詰めている最中です。

## 3. 提訴のタイミング

合憲判断という結論自体は非常に残念であったものの、第一次・二次訴訟を通じて得たものもたくさんありました。

まず1つ目として、mネットさん、陳情アクションさん、支える会の皆さんをはじめとして、この問題への共感と支援の輪が広がったという点が挙げられます。もちろん、提訴前から多くの方々が尽力されてきましたが、それがより広がったという実感があります。

二つ目として、学者の方々あるいは裁判官との間の直接的・間接的な議論・対話により法律論を深めることができました。弁護団が主張し、それを裁判所が判断し、更にそれを学者の方々が批評し、それ

をまた弁護団が主張に取り入れてパワーアップする、というサイクルが、この10年で繰り返されてきました。正直、提訴前、別姓問題は学者の方々の一般的な教科書には載っていませんでした。しかし、この10年で、多くの方々が考察を発表され、また、訴訟をしたことで初めて、国や裁判所側の論理を把握することができました。

三つ目として、第一次・二次訴訟を通じて計10人の最高裁裁判官による違憲意見を獲得することができました。今は少数意見という位置付けですが、それらの違憲意見が将来の多数意見になる道筋が見えたということです。第三次訴訟では、これらの違憲意見を必ず多数意見にすべく、弁護団一同頑張っていきたいと考えています。

質問がきています。

質問

弁護団の理路整然とした論証、複数の憲法学者の指摘。それでも二度の最高裁判決・決定で違憲判断を勝ち取れなかった最大の要因を弁護団は何だと考えていますか。第三次ではそれを覆すことは出来るのでしょうか？

寺原

おっしゃる通り、法律構成が間違っていたとか、論証に重大な抜けがあったとか、そういう話ではないんです。少

数意見の違憲判断はまさしく、弁護団の主張に沿った内容になっています。

2つの最高裁判断の共通点として、氏の価値

を大きいものだと見ていない、夫婦同氏制によってどのくらい困っているかを実感として感じていないという点があります。だからこそ、最高裁は、民主的な過程でゆっくり議論すればいいと国会にボールを投げているわけです。そうすると、訴訟内では、これまでと同様、その点に関する尋問や陳述書による立証を継続するとしても、訴訟外で世論を高めていくことが、やはり重要です。これは人権の問題ですので、本来は、世論にかかわらず、特に少数者の人権侵害については、最高裁は積極的に判断すべき立場にあるのですが、家族・婚姻に関する事柄については、最高裁は世論や国会の状況を重視するというのが実際のところなのです。

訴訟は訴訟で頑張るけれども、これまで多くの方が尽力されてきたように、訴訟外の様々なアクションを、できるだけ多くの方が具体的に言うということ。そのような意味で、訴訟と訴訟外の運動は両輪であり、みんなで勝ち取っていく必要がある訴訟だと考えています。

榊原

少し追加させていただきます。寺原さんと同感ですが、敗因の一つに最高裁の人事があります。これは、私達が今すぐ何とかできるという問題ではなく、単純な男女比の問題でもないです。立法機関の動きを

否定しそうではない人を、敢えて内閣がつまり与党が選任している、あの加計学園の監事さんまでが最高裁裁判官判事になるという人事が行われているという点です。

2021年補足意見は、将来の事情によっては違憲がありうることを示唆し原告に少し寄り添ったように一見、みえますが、「法制度をめぐる国民の意識のありようがよほど客観的に明らかと言える状況にある場合はともかく」と但書きをつけており、結局、国会への忖度・追従が著しいのです。つまり、よほど世論が客観的に明らかになれば（8割賛成にでもなれば）、国会が動きますからもう司法の出番ではないのです。

もう1点、通称ではこんなに困っているという声をたくさん書証で提出しました。しかし、男女共同参画局が調査結果を公開してくださったのは最高裁に係属後でしたので、少なくとも合憲意見の裁判官は読んでいないのではと思います。最高裁裁判官は最初に結論を決めたら後で追加の書証が出て読まないと言われていきます。通称拡大といっても、「併記」であり混乱を招くだけでなく、外国に出れば、併記のパスポートが違法を疑われ、有害にもなる実態を知ってほしいです。三次で続けてすべきことはまだまだあると思っています。

質問

別姓訴訟と結婚の自由訴訟との関係について質問します。

仮に同性間の婚姻を求める「結婚の自由をすべての人に」訴訟で違憲判断が最高裁で確定し、法改正があったとしても、民法750条の改正がなければ、実際には結婚に踏み切れない性的少数者の方もいるのではないのでしょうか。二つの訴訟の共闘協力はありますか？

寺原

性的少数者、同性カップルの方々の中には、異性愛中心の日本社会において、自分たちが結婚を求めてもいい存在なんだとすら思っていなかったという方が少なくありません。そういう心境にまで追いやられていたということです。ですので、夫婦別姓の問題にも関心が無かったという方が多かったと思います。が、「結婚の自由をすべての人に」訴訟が2019年に提起されて以降、結婚が現実的なものとして考えられるようになったことで初めて、夫婦別姓の問題が自分たちの問題になったとい

う声が聞かれます。「結婚の自由をすべての人に」訴訟の提起によって、別姓問題に関心を持つ人の人口が確実に増えたと感じています。

この2つの問題は、婚姻制度から排除されていること、個人の尊厳の回復の問題であることという点で共通しています。既に複数回、一緒にイベントをするなどして連携しているところですが、今後も必要に応じて連携していければと思います。

注：寺原弁護士は同性間の婚姻を求める「結婚の自由をすべての人に」訴訟の東京弁護士共同代表

## 別姓訴訟を支える会から

「支える会」を代表して、まずは皆さまのこれまでのご協力に心からお礼を申し上げたいと思います。結果として違憲判断は得られなかったとはいえ、想田さんの確認訴訟では海外での届出で婚姻の成立が認められたことや、幅広い年代で世論の盛り上がりなど大きな前進があったと思います。とはいえ、まだまだ楽観は禁物で、この3月に「選択的夫婦別姓に対する支持が過去最低」という結果の内閣府の世論調査が発表されました。この調査は設問を恣意的に変更している点など意図的な悪意を感じます。おそらくは反対勢力の圧力の影響もあるのではな

いかと思いますが、30年近くも停滞させてしまった選択的夫婦別姓の実現をこれ以上引き延ばすことがあってはならないと思います。若い世代に安心してバトンを渡せるよう「誰もが生きやすい社会」に向けて前進を続けたいと思います。どうぞ引き続きご支援を宜しくお願い致します。



(「別姓訴訟を支える会」代表 福沢恵子)

第一訴訟と第二次訴訟と確認訴訟の原告にそれぞれお話いただきます。

## 原告リレートーク



第一次訴訟原告 小国 香織

第一次訴訟は2011年、東日本大震災の一か月前から始まり、最高裁の判決まで4年10か月かかりました。

それまで夫婦別姓に関しては多くの活動団体が長く活動し、96年にすでに法務省法制審議会から答申が出ていて、法改正がされれば結婚ができるのにと待っていた方々もいたんですね。私は後の世代で、

2000年代半ばに自分が改姓して法律婚し、2009年に子どもが生まれた頃、政権交代がありました。三党連立で福島瑞穂さんと千葉景子さんが入閣し、これは実現するのではないかと思いました。ただ、普天間問題で福島さんが閣僚を辞任し亀井静香さんが反対という状況で、政権交代があっても進まず「裁判しかないのでは」という思いに至り、相談を通じて榊原先生に弁護団を結成して頂いて闘うことになりました。法律婚をして自ら名字を変えている女性三人と事実婚夫婦一組の計5人が原告に立つことになりました。

裁判の判決は、「通称使用をすればある程度の困難は緩和される

のではないか」という結論になってしまった印象でした。その部分が最高裁の判決の後半の方で読まれて、当事者としては「それではダメだから裁判をしたのに」と強く感じました。最高裁の判決の後も、多くの所で、通称使用のために国が環境を整えてはいますけれども、その方向性は当事者としては全然望んでいないよと。

ただ、その間多く報道がされたことで、それまで自分も当事者だっという思いがあったけれども外に出すことがなかったような方が、ネット上で発言し始めて声が見えやすくなり、相乗効果で今に至っていると思っています。



第二次訴訟原告 高橋 彩(仮名)

大勢の方の支えがあり、ここまでできましたので、まずお礼を申し上げます。

結婚した時に別姓が選べず、とりあえず事実婚に突入しました。私の困りごとですが、フルタイムの仕事からパートタイムに変わったときに世帯としての税金が、法律婚と大体10万円ぐらい変わってきて、これは生活にかかわる問題だと思いました。

他には、法律婚なら父子関係はもちろん胎児にも相続権が発生することを知って、いま彼に何かあったら何もないことに気が付きました。出産時の医療同意も、私や子どもについての判断を連れ合いができないかもしれないことがすごく嫌でした。それと、子どもの姓を父親と同じ姓にするのに、法律婚じゃないと手続きが面倒くさいな一っと思っていました。

原告になった時に、子どもが成人した時に同じだったら困る可能性があるなど。だから、親としてできることをやろうと思いました。原告になってから、それぞれ困りごとや理由は違うけど、いろんな人が選択的夫婦別姓を必要とし、その実現の手段として裁判があると気づきました。

裁判では陳述に取材や会見もあり、負荷はありました。

でも、家族でこの裁判に関わられて、よかったです。それから、決定文の中で、個人の幸福の追求については自ら行う意思決定の中で最も重要なものの一つだとか、選択の機会を与えることこそ、個人

の尊厳の尊重だとか、書かれていて、これは人権の問題だと思うに至っています。

合憲の方は、形式的不平等はない、直接の制約じゃないと書かれましたが、別姓で法律婚はできないし、その中で日々生活している現実があります。制度のための制度ではなく、今を生きる人のための制度であってほしいです。



第二次訴訟原告 真島 幸乃(仮名)

私は二次訴訟からの関わりです。原告になった時、既に事実婚で10年以上は経っていましたが、全くそれまで活動に関わることはなく過ごしてきていました。ただ、ご縁があって、原告にという声かけをしていただいた時に、ここで動かなかったら一生変わらないんじゃないか、という気持ちで、原告として立つことを決めました。

裁判という、初めてのことだらけのなかでもやって来られたのは、本当に皆さんの支えのおかげだなという風に思っています。

訴訟の結果は結果として受け止めてはいますけれど、本当に世の中変わってきたなあ、と感じます。訴訟を通して、世の中を変える砂粒一粒一粒ぐらいにはなれたのかな、と思っています。これからまだ法改正の実現まで続いていきますので、石ころになれるように大きな岩になれるように、みんなで育てていって、最後に扉を開けたいなというふうに思っています。頑張っていきましょう。よろしくお願いします。



第二次訴訟原告 恩地 いづみ

私は40年ほど前に不本意に名前を変えて婚姻届を出して、その後通称が充分には使えなくて、平等なはずの夫婦なのに名前を変えたい変えないでのごく違いがあって2人の関係が壊れると感じました。そこで結婚を破綻させないためにペーパー離婚して事実婚になりました。

法制審答申が出た時に夫婦同姓別姓選択制の早期実現を求める会広島というグループの立ち上げに参加して、ささやかに運動をしてきましたが、その後バックラッシュで法改正は実現せず、第一次訴訟では合憲判決が出て。どうにかしたいと思っていた時に、この第二次訴訟の呼びかけがあり、裁判を応援しようと原告になりました。

去年、また合憲決定が出て、あ、私に原告としてのアピール力が無く、きわめて不合理であることを示せなかったから合憲だったのかも？もっと同姓強制でひどい目にあっていると訴えていたら、違っていた？としばらく凹んだんですよ。

でも二次裁判は流れを変える役割は果たせたと思直し、ちょっと自信を持って次やっていこうと思っています。広島の仲間たちと次の裁判を応援していきたいと話しています。よろしくお願ひします。

第二次訴訟広島では大変お世話になりました。皆さま本当にありがとうございました。



確認訴訟原告 想田 和弘、柏木 規与子

**想田、柏木：**こんにちは。

**柏木：**今榊原先生と寺原先生のセミナーを受けて、なるほどとすごく勉強になりました、遅まきながら（笑）。

**想田：**そうですね。僕らの確認訴訟は、ある意味変化球。違憲訴訟の方は直球ですよ。で、直球でなかなか動かないから、変化球も投げるといって感じで、投げさせてもらってるんだなという感じがしました。揺さぶりをかけないとね、あらゆることで。

**柏木：**大騒ぎしないよ。

**想田：**大騒ぎして、この問題について広く知っていただくというのが大事だと思うんで。できるだけ大きな音をたてたいと思っています。よろしくをお願いします。

**柏木：**大きな音を立てるときに私が失言しないか、野口先生がいつもヒヤヒヤされてると思います（笑）。私は想田と違って、うまい言葉がピシッと出てこないの。でも気持ちはピシッとあります。どうぞよろしくをお願いします。

**柏木：**明日（注：翌7月4日東京家裁に不服申立て）楽しみですね。私もさっき恩地さんがおっしゃったように、凹むことが多々あります。私では力不足じゃないかって。ニューヨークで好き勝手な生活をしてきて、「名前変えるんだったら日本に帰らないです」ぐらいな感じで、皆さんのような切実な経験を経ておらず、そんな私が呑気な顔して夫婦別姓とか言っても全然説得力がないんじゃないか、力不足だな、なんて。だけど、夫婦別姓でハッピーな夫婦サンプル、生き証人として、私の存在意義も

あるのかな、とも思います。

想田は割と話し上手なので、ピシピシしゃべってもらい、私は粗相がないよう気をつけて発言する（笑）。でもやっぱり話が長いとか分かりにくいとかいうことで、私の発言はメディアではほぼ100%カット。で、想田の横でニコニコ笑う静かな奥さん、という図になってしまうわけですね。この想田の影で私がちょっとにっこり笑う図が日本のステレオタイプの夫婦像だと知ってぞっとしました。だからなるべく私も前に出るようにしようと。でもそんな部分はカット（笑）。

何はともあれ、明日不服申立てをするのはすごく楽しみです。世論が沸くきっかけになれば。最近選択的夫婦別姓のことで、私に興味を持ってくださる方が多く、世間の選択的夫婦別姓への関心の高さを肌で感じます。「応援しますよ」と言われて、「あ、太極拳の道場のことですか？」なんて言ったら、「いえ夫婦別姓です」と。あ、私一応NYで、ダンス振付とか太極拳師範っていう職業があるんです（笑）。

とにかく、どんどん多様性について考えるきっかけが増えていけばいいなと思います。また話が長くなりましたね。ごめんなさい。

**想田：**「過酷な現実」とかが存在する必要はなくてですね。どの姓を名乗るのかというのは、僕はもう基本的な自己決定権の問題だと思うんですよ。例えばどういう職業を選ぶとか、どの町に住むとか、そういうのと同じことだと思うんですよ。なんで東京じゃないといけないのとか普通聞かないじゃないですか。別にどこに住もうが、その人の勝手でしょう、っていう話なんですよ。だからなんで別姓じゃないといけないのとかって言われて、本当は答える義務すらない。だから殊更に不具合がなくても、別姓にしたいから別姓にするんだっていうので、本当は良いと僕は思います。

僕ら、「確認訴訟をしませんか？」とお誘いいただいたきっかけは、フェイスブックで僕が柏木との婚姻について書いていたのを、打越先生（注：打越さく良第一次別姓訴訟参加弁護士、現在国会議員）がご覧になって、連絡をくださったんですね。実は打越先生は当時、「海外で結婚しているけれども、日本では婚姻届を出してない」という、そういうカップルを原告候補として探しておられた。それで、「じゃあ僕らびったりですね」ということで、原告にならせていただいたんです。

僕は社会に対する参加の仕方にはいろんなやり方があると思っていて。選挙で投票することはもちろん、論文を書いたり、フェイスブックやツイッターで投稿したり、井戸端会議をしたり、ピラを配ったり、デモをしたり、そういうのはすべて社会に対する参加やアクションになると思うんですね。そしてそのような中に、僕は訴訟っていうものがあると思うんです。せつかく司法っていうシステムがあるわけですから、それを使って社会に働きかける手法は、積極的に駆使していく必要があるんじゃないかなと。それが、より民主的な社会をつくっていくための一つの方法かなと思います。

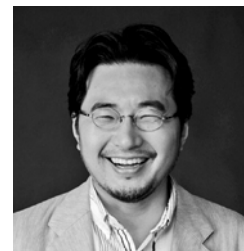
それでこの確認訴訟にも参加したし、あともう一件、これは僕だけですけれども、在外邦人の最高裁判官国民審査の違憲訴訟にも加わって、この間、最高裁大法廷で違憲判決が出ました。それも本当にたまたま同時期にお誘いをいただいたので、原告になったんです。あの手この手で、少しでもこの世の中がみんなにとって生きやすい、そういう世の中を作っていければ良いなと思って。これからも活動していきたいと思っています。

この歴史的な偉業に参加できて、本当に嬉しいです。ありがとうございます。



続きまして、この第二次訴訟の中の夫婦別姓確認訴訟を担当されています野口敏彦弁護士より、確認訴訟の状況についてご報告をお願いしたいと思います。

## 夫婦別姓確認訴訟



弁護団弁護士  
野口敏彦

弁護士の野口です。夫婦別姓確認訴訟の主担当は竹下弁護士ですが、今日は外せない用があるということで、私からご報告させていただきます。

夫婦別姓確認訴訟については、おさらいから始めさせてください。この件は、2018年6月18日に東京地裁に提訴しました。原告は、本日も参加してくださっている映画監督の想田和弘さんと、映画プロデューサー兼太極拳師範の柏木規与子さんご夫妻です。

お二人は1997年にアメリカのニューヨーク州ニューヨーク市で別姓のままご結婚されました。そして、この訴訟において、想田さん・柏木さんのお二人が婚姻関係にあるとの公証（証明）を戸籍への記載によって受けることができる地位にあることを確認するとの判決等を求めました。

2021年4月21日に東京地裁から下された判決の本文は棄却あるいは却下ということでしたが、実質的にはこちらの勝訴と言ってよい内容でした。具体的には、東京地裁は、「婚姻の成立及び方式に関し、通則法（法の適用に関する通則法）24条1項は、『婚姻の成立は、各当事者につき、その本国法による』と定め、同条2項は、『婚姻の方式は、婚姻挙行地の法による』と定めている。そして、原告らは、社会通念上夫婦であると認められる関係の設定を欲する意思を有して…ニューヨーク州において、ニューヨーク州法所定の婚姻の方式に従い、婚姻を挙行了たものと認められるのであって、婚姻の成立に関し、原告らの本国法である民法上の実質的成立要件にも欠けるところは認められないから、民法750条の婚姻の効力（＝夫婦同氏）が発生する前であっても、原告らの婚姻自体は、有効に成立しているものと認められる」と述べ、当方が求めていた、想田さん・柏木さんの海外別姓婚の有効性を明確に認めました。日本において夫婦同氏でなければ婚姻が成立しないということになっているのは、婚姻届に夫婦のどちらか一方の氏のみを記載して届出をしなければいけ

ないという「方式」になっているためです。上記のとおり、法の適用に関する通則法24条2項によれば、想田さん・柏木さんの結婚の方式については、婚姻挙行地であるニューヨーク州ニューヨーク市の法律が適用されますので、上記の日本の「方式」は適用されません。そのため、お二人の別姓婚は、「ニューヨーク州のみならず日本でも」、有効に成立していることが認められたわけです。

もっとも、東京地裁は、想田さん・柏木さんが婚姻関係にあるとの公証を戸籍への記載によって受けることができる地位にあることを確認するという全面勝訴判決までは出さず、その点は戸籍法122条に基づく家庭裁判所への不服申立ての方法によることを求めました。そのため、本年6月13日に想田さん・柏木さんと改めて千代田区役所に行きまして、再度婚姻届を提出してきました。そして、今回も千代田区役所から不受理処分を受けたため、本年7月4日（明日）、改めて東京家庭裁判所に不服申立てをいたします。

この手続は書面審理の形で行われますが、決定が下される前に千代田区長から意見書が提出されることになっています。その千代田区長には、6月13日に想田さん・柏木さんとの面会に応じていただきまして、「個人的にはお二人に共感できる」と述べておられたとのことでした。そのため、本件においては、最終的な裁判所の決定の内容のみならず、この千代田区長からの意見書の内容についてもご注目いただければと思います。なお、この件の決定は早くて年内、あるいは、年明けというスケジュール感で進むのではないかと予想しています。

この想田さん・柏木さんの件は広く報道もされましたので、7月10日の参議院議員選挙における投票行動にも良い影響を与えてくれるといいなと思っています。

それでは最後になりますが、今後のことも踏まえて、川尻弁護士に一言ご挨拶をいただきたいと思  
います。よろしくお願いします。

## 今後に向けて

弁護団弁護士  
川 尻 恵理子



こんにちは、弁護士の川尻と申します。  
お話の中に、人権であるというお話がありました  
が、私もこの問題は人権の問題であると思っ  
ています。  
ですから、同姓と別姓のどちらがいいと思  
うかとか、あなたは賛成ですか、というよ  
うなアンケートをとること自体には、あま  
り意味がないんじゃないかと思っています。  
なぜならそれはアンケートをとって多数  
決で決めるべき問題ではないからです。夫  
婦同姓を全員に強制したっていいんだ  
って人が51%いたらそうしてよくなる、  
という話ではありません。「多様な価値  
観が等しく尊重されているか」という  
ところから、説いていく問題だと思  
います。  
人権のお話なので、実現というのは、一  
朝一夕には進まないでしょう。  
この戦いはしかし、必ず勝てる戦いだ  
と確信しています。  
最高裁の一番初めの大法廷決定が出た  
のが、今からちょうど一年ぐらい前、去  
年の6月23日でした。  
あの日は弁護団も含めて、みんなが、最  
高裁判所の前に集まりました。そこには  
たくさんのメディアの方々もおられ、こ  
れは違憲決定が出るんじゃないか、違  
憲の判断が下って、それでこの日本社  
会が変

わるんじゃないかっていう、熱気のような  
ものを、すごく感じました。

あの日の天気は、明るかったんですね。  
けれども、決定を受け取りに最高裁に入  
る直前ぐらいから雨が降り始めて。た  
だ、雨は降っているんですが、空は暗  
くはなく、明るい空のまま雨が降って  
いました。

最高裁で決定書を受け取って、その結  
果に、私はもう勝てると思っていたので  
、負けという結果に衝撃を受けて。そ  
の後、最高裁から出たら、雨がやんで  
いて、それでまたあの光が射していた  
んです。明るい空でした。

この風景というのは、今から振り返  
てみると、この第二次訴訟と、これか  
ら先を象徴しているように思います。

結論自体は雨だったんですけども、空  
は一貫して明るく、光も射している。

選択的夫婦別氏制度は、必ず実現され  
ます。

これから、明日から、もう新しい裁  
判手続が始まりますし、国賠訴訟の準  
備も今着々と進めています。あと数  
年で、誰もが生来の姓を変えること  
なく結婚することができる社会がや  
ってきます。みんな、ひとつの大き  
な船に乗って、その新しい社会を、  
ぜひ一緒に実現させていきたいと思  
います。

まさに今が、熱い鉄を最後までちょっと  
半分くらい打ち続けたいといけな  
いっていいことですよ。そういうこと  
なのかなと思ってお聞きしました。

この二次訴訟では多くの方の助けを  
頂けたと思います。この場を持って、  
皆様には感謝の念を示したいと思います。  
どうもありがとうございました。

それではオンラインイベント「第二次  
別姓訴訟を振り返る」については閉  
会としたいと思います。今後始まり  
ます第三次訴訟に引き続きご注目  
いただきたいと思

# 新 刊 紹 介

## 「子どもが可哀想」という誤解を解きます

「夫婦同姓・別姓を選べる社会へ」（初版2022年7月4日発行）という本を弁護団有志で書きました。

戸籍が崩壊する、子どもが可哀想、子どもの姓が不安定になる、などという誤解をされている方がいることを踏まえ、第1章では、よくある疑問や誤解についてQ&Aという形でわかりやすく解説しました。また、第2章では、どうして選択的夫婦別姓制度が求められているのかという根本的な点について、当事者からのコメントも交えつつ紹介しました。第3章では、夫婦同姓制度ができた当時から現在までの社会と家族の変化について客観的な統計を踏まえて整理し、第4章では、1996（平8）年に法務省が公表した改正案について、詳細に解説しました。25年以上も前に法務省がすでに選択的夫婦別姓制度を導入するための具体的な改正案を公表していて、子の姓についても整理済みであることを知らない方も多いためです。その上で、第5章で訴訟の解説をし、第6章では憲法論に踏み込み、そして最後の第7章で、第三次訴訟へ向けた展望について述べました。

法律や訴訟に詳しくない方にでも、分かりやすく理解いただける内容になっています。多くの方がこの問題を考えるきっかけになればと願っています。（寺原）

別姓訴訟弁護団・弁護士  
**榎原富士子** 編著  
**寺原真希子**

●主な目次……………  
第1章 Q&A  
第2章 夫婦別姓を選べる制度が求められる理由  
第3章 社会や家族の変化  
第4章 1996年の法務省改正案  
第5章 司法の動き  
第6章 選択的夫婦別姓と憲法・条約  
第7章 夫婦同姓・別姓を選べる社会へ

A5判／304頁  
定価1,980円（本体1,800円＋税）  
●ISBN978-4-910899-00-8

**2022年7月上旬発売！**

夫婦同姓・別姓を選べる社会へ  
～わかりやすいQ&Aから訴訟の裏側まで～

別姓訴訟弁護団・弁護士  
榎原富士子 編著  
寺原真希子

べえい

ロンドンブーツ1号2号  
**田村淳さん推薦！**  
「別姓を選べるようになって、僕は夫婦同姓を選ぶと思う。けど、夫婦別姓での結婚を望む人がいるのであれば、僕はその選択を尊重したい。なぜなら、**選択肢のある人生が幸せだと思うから**」  
子どもの姓を迷む  
**夫婦別姓の今** がわかる **一冊！**



別姓訴訟を支える会  
公式HP



作 成 別姓訴訟を支える会  
第二次別姓訴訟@広島応援団  
発行日 2022年12月16日

夫婦同姓・別姓選択制の早期実現を  
求める会・広島(同姓別姓広島)FB

